

# 届出養殖業の届出書 記載例 (陸上養殖業)

- ①開始届出書 (事業開始の1か月前まで)
- ②変更届出書 (変更後遅滞なく)
- ③廃止届出書 (廃止後遅滞なく)
- ④相続人等の特例届出書 (相続等の30日後まで)
- ⑤実績報告書 (毎年、4月30日まで)

○ 届出に関する書類は、**養殖場が所在する都道府県に2部**提出してください。

なお、複数の都道府県に養殖場を有する場合には、各都道府県内に所在する養殖場について記載した書類を作成し、それぞれの都道府県知事に2部ずつ提出してください。

(例) A県に養殖場a1とa2、B県に養殖場b1がある場合  
a1、a2についての届出書をA県に2部ずつ、  
b1についての届出書をB県に2部 提出する。

○ 書類の提出期限が定められている場合は、**都道府県に提出する期限**とします。

# ①開始届出書

別記様式 1

## 届出養殖業の開始届出書

○ 年 ○ 月 ○ 日

農林水産大臣 殿

申請者	住所	〇〇県〇〇市〇〇1-1
	氏名	株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
	電話番号	(〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇

業務上通常使用している名称を記載すること。  
※特に名称を付けていない場合は、(例)に  
ならない識別できるような名称を記載する。

養殖業の開始(初回の池入れ)の**1か月前まで**に養殖場が所在する都道府県に届け出ること。  
※令和5年4月1日時点で既に養殖業を営んでいる者については、**令和5年6月30日まで**に届け出ること。

届出養殖業を行いたいのので、内水面漁業の振興に関する法律第28条第1項の規定により、届け出ます。

記

複数の地番にわたる場合等は、代表地の住所を記載する。

養殖場の名称	(例) 第1養殖場			
養殖場の所在地	〇〇県〇〇市1-2			
養殖池数	2面			
全ての養殖池の総面積及び総体積	314	m <sup>2</sup>	1,600	トン
養殖する水産動植物の種類	ニジマス(海水)			
(令和5年4月以前から届出養殖業を営んでいる場合) 前年(4月から3月まで)の生産量	200			トン
1日当たり排水量	0.5			トン
取水先	河川(〇〇川)・海洋(〇〇湾)・ 水道水(そのまま使用・人工海水として使用) ・地下水・その他( )			
排水先	下水・河川(〇〇川)・海洋(〇〇湾)・用水路 ・その他( )			
排水時の処理状況	ろ過フィルターによる物理的ろ過			
停電時における補助電源の確保の有無	無 ・ 有(〇〇日分)			
開始予定時期	令和〇年〇月〇日			

さけ・ます類については、「ニジマス(淡水)」、「ニジマス(海水)」等のように、淡水と海水どちらの飼育水を使用しているか明記する。

時期等によって変動がある場合は、平均値と最大値を記載する。

養殖業の開始(初回の池入れ)の日を記載すること。  
※令和5年4月1日時点で既に養殖業を営んでいる者については、「**令和5年4月1日**」と記載する。

※ この届出を受け付けた後、**農林水産大臣から養殖場ごとに番号を通知**するので、適切に保管すること。  
※ 次ページ以降の書類の「養殖場の届出番号」欄には、その通知された届出番号を記載すること。

備考1 上記報告の内容については、養殖業の振興に資することなどを目的に、集計した結果を公表します。

2 「開始予定時期」は、初めて受精卵又は稚魚を入れる時期を記入すること。

3 「排水時の処理状況」には、「〇〇による物理的ろ過」、「〇〇による生物ろ過」等、排水の処理方法を具体名も入れて記入すること。

# ②変更届出書

別記様式 2

## 届出養殖業の届出事項の変更届出書

変更の日から概ね2週間以内に届け出ること。

○ 年 ○ 月 ○ 日

農林水産大臣 殿

申請者	住所	〇〇県〇〇市〇〇 1 - 1
	氏名	株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
	電話番号	(〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇

届出養殖業の届出事項に変更がありましたので、内水面漁業の振興に関する法律第28条第2項の規定により、届け出ます。

記

変更があった年月日	令和〇 年 ○ 月 ○ 日
-----------	---------------

養殖場の届出番号	〇〇 - 〇〇〇〇〇〇〇〇 - 〇〇〇
----------	---------------------

変更事項	(例：養殖場の移転の場合) 養殖場の名称、所在地、面数、総面積
変更前	(例：養殖場の移転の場合) 第1 養殖場 〇〇県〇〇市 1 - 2 3 面 200㎡
変更後	(例：養殖場の移転の場合) 第4 養殖場 △△県△△市 1 - 1 2 面 180㎡
変更の理由	(例：養殖場の移転の場合) 養殖場の移転のため。

変更前と変更後で養殖場の所在する都道府県が異なる場合、**変更届出書は変更前の都道府県に提出すること。**  
※その後の実績報告等は、変更後の都道府県に提出する。

備考 変更事項の欄には、別記様式 1 に掲げる事項のうち、変更した事項を記載すること。

# ③廃止届出書

別記様式 3

## 届出養殖業の廃止届出書

廃止の日から概ね2週間以内に届け出ること。

○ 年 ○ 月 ○ 日

農林水産大臣 殿

申請者	住所	〇〇県〇〇市〇〇1-1
	氏名	株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
	電話番号	(〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇

※休業の場合には廃止届出書は提出しないこと（実績報告書の実績を「0」と記載して提出する。）。

届出養殖業を廃止したので、内水面漁業の振興に関する法律第28条第3項の規定により、届け出ます。

記

廃止年月日	令和〇 年 ○ 月 ○ 日
-------	---------------

養殖場の届出番号	〇〇 - 〇〇〇〇〇〇〇 - 〇〇〇
----------	--------------------

廃止の理由	<p>(例) 事業を譲渡したため 譲渡先：株式会社 △△水産 △△県△△市2-2 代表取締役 △△ △△ 譲渡年月日：令和〇年〇月〇日</p> <p>事業譲渡・合併・分割等、事業は継続するが届出者の法人格に変更がある場合は、変更届出ではなく<b>廃止届出+相続等の特例届出</b>で事業を承継すること。</p>
-------	---

備考 廃止の理由は、合併、経営譲渡、廃止後の当該事業についての承継先等について、具体的に記述すること。

# ④ 相続等の特例届出書

別記様式 4

承継した日から  
30日以内に提出  
すること。

## 届出養殖業者の相続人等の特例に関する届出書

○ 年 ○ 月 ○ 日

農林水産大臣 殿

申請者	住所	△△県△△市△△ 2 - 2
	氏名	株式会社 △△水産 代表取締役 △△ △△
	電話番号	(○○○) ○○○ - ○○○○

届出養殖業者から内水面漁業の振興に関する法律第28条第1項の届出に係る養殖業の全部を譲り受け、又は届出養殖業者の死亡若しくは合併若しくは分割により届出養殖業に係る養殖業を継承したので、内水面漁業の振興に関する法律施行規則第19条の規定により、届け出ます。

記

相続の場合は、相続開始の日を記載する。

承継の年月日	令和○ 年 ○ 月 ○ 日
被承継者の氏名及び住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	○○県○○市○○ 1 - 1 株式会社 ○○ 代表取締役 ○○ ○○
承継の原因	<input checked="" type="radio"/> ア 全部譲受け <input checked="" type="radio"/> イ 相続、合併又は分割
養殖場の届出番号	○○ - ○○○○○○○○ - ○○○○ 承継前の届出番号を記載すること。
承継に係る養殖場の名称、その所在地及びその面積	株式会社 ○○ ○○県○○市○○ 1 - 1 200㎡

どちらかに○を付すこと。

- 備考 1 届出の原因は、内水面漁業の振興に関する法律第28条第1項の届出に係る養殖業の全部を譲り受けた場合にはアに、届出養殖業者の相続、合併又は分割の場合にはイに○を付すこと。
- 2 届出の原因となる事実を証する書面を添付すること。

- ・事業譲渡、合併、分割の場合には、**契約書の写し**等合併等を証する書類
- ・相続の場合には、**遺産分割の協議書**等相続を証する書類

# ⑤実績報告書

別記様式 5

## 届出養殖業の実績報告書

養殖場ごとに報告

農林水産大臣 殿

法人にあっては、主たる事務所の所在地

法人にあっては、名称及び代表者の氏名

住所	〇〇県〇〇市〇〇1-1
氏名	株式会社〇〇 代表取締役〇〇 〇〇
主たる養殖場の所在地	〇〇県〇〇市〇〇1-1
養殖場の届出番号	〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇

報告年月日	令和〇年 〇月 〇日
報告対象期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
報告書取扱責任者	(役職) (氏名) 〇〇〇〇
電話番号	(〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇

### 1. 養殖の用に供した種苗の種類別の量

必要に応じて、記載する行を追加

魚種名(標準和名)		ニジマス		トラフグ		ヒラメ		キタムラサキウニ		合計	
前年度に導入した種苗(受精卵を含む)の量及び尾数	0歳		21 kg		152 kg					173 kg	
	1歳	100,000 粒	2,000 尾		15,000 尾					117,000 尾	
	2歳						202 個			202 個	
	...						10,000 個			10,000 個	
	合計	0 kg	21 kg	152 kg	202 kg	375 kg					
	100,000 尾	2,000 尾	15,000 尾	10,000 尾	127,000 尾						

### 2. 養殖の実績

必要に応じて、記載する列を追加

数量は原形重量(貝類は殻付き重量、海藻類は生(湿)重量)を1の位まで記載

魚種名(標準和名)		ニジマス		トラフグ		ヒラメ		キタムラサキウニ		合計	
前年度末(3月31日)時点在庫数量(kg)	0歳	9,012 kg	101 kg	2,058 kg					11,169 kg		
	1歳	90,024 kg	303 kg	4,032 kg				94,359 kg			
	2歳	270,036 kg	802 kg	7,048 kg	1,012 kg	278,898 kg					
	3歳				2,024 kg	2,024 kg					
	合計	369,072 kg	1,206 kg	13,136 kg	3,036 kg	386,450 kg					

前年度出荷数量(kg)	月	ニジマス		トラフグ		ヒラメ		キタムラサキウニ		合計
		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
	4月	30,012	102	804	302	31,220				
	5月	30,017	108	812	307	31,244				
	6月	30,022	102	810	312	31,246				
	7月	30,015	104	808	310	31,237				
	8月	30,024	105	809	308	31,246				
	9月	30,017	108	811	309	31,245				
	10月	30,016	103	803	305	31,227				
	11月	30,028	102	805	406	31,341				
	12月	35,036	201	2,501	502	38,240				
	1月	30,017	110	805	310	31,242				
	2月	30,022	107	807	311	31,247				
	3月	30,026	109	808	309	31,250				
	合計	365,252	1,361	11,381	3,991	381,985				

前年度出荷金額(千円)	月	ニジマス		トラフグ		ヒラメ		キタムラサキウニ		合計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	4月				〇〇〇	〇〇〇			〇〇〇	
	5月				〇〇〇	〇〇〇			〇〇〇	
	6月	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
	7月	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
	8月	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
	9月	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
	10月	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
	11月	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
	12月	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
	1月	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
	2月	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
	3月	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	

前年度へい死数量(kg)	0歳	〇〇 kg	〇〇 kg	〇〇 kg	〇〇 kg	〇〇 kg
	1歳	〇〇 kg	〇〇 kg	〇〇 kg	〇〇 kg	〇〇 kg
	2歳	〇〇 kg	〇〇 kg	〇〇 kg	〇〇 kg	〇〇 kg
	3歳	〇〇 kg	〇〇 kg	〇〇 kg	〇〇 kg	〇〇 kg
	合計	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg

備考1 上記報告の内容については、養殖業の振興に資することなどを目的に、集計した結果を公表します。

2 「前年度に導入した種苗(受精卵を含む)の量」については、尾数又は個数に代えることができる。ただし、その場合においては、1尾当たりの平均重量を記載すること。

3 [ ] については、実績に応じて、行、列の追加をすること。

4 数量については、水産動植物の原形重量を記載すること。

(例) 貝類(かき類、はたてがい、その他の貝類養殖)は、殻付き重量を記載すること。  
海藻類(のり類、こんぶ類、わかめ類、その他の海藻類)は、生重量を記載すること。